

青森県報

第四百六十七号

令和四年
六月三日
(金曜日)

目 次

規 則

○青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則……………(勞政・能力開發課) ……一

告 示

○登録販売者試験の施行……………(医療業務課) ……二
○障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……二

公 告

○毒物劇物取扱者試験の施行……………(医療業務課) ……三
○特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(畜産課) ……三
○国土調査の成果の認証……………(農村整備課) ……三

出先機関

○土地改良区の役員の退任……………(中南部地域) ……四
○土地改良区の定款変更の認可……………(県民局) ……四
○土地改良区の役員の退任……………(西北地域) ……四
○土地改良区の役員の就任及び退任……………(同) ……四
○土地改良区の定款変更の認可……………(同) ……五
○土地改良区の定款変更の認可……………(同) ……六
○土地改良区の定款変更の認可……………(同) ……六
○土地改良区の定款変更の認可……………(同) ……六

人事委員会

○人事委員会規則一四一一(委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則…(事務局) ……六

規 則

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十四号

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例施行規則(昭和三十三年十月青森県規則百二十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表青森県立青森高等技術専門校の項中「電気系電気工学科」を「電気系電気設備施工科」に、「土木系環境土木工学科」を「土木系土木施工管理・測量科」に改め、同表青森県立弘前高等技術専門校の項中「第二種自動車系自動車システム工学科」を「第二種自動車系自動車整備科」に、「建築施工系建築システム工学科」を「建築施工系総合建築科」に、「配管科」を「ライフレイン設備科」に改め、同表青森県立八戸工科学院の項を次のように改める。

青森県立八戸工科学院		普通職業訓練			
短期課程	溶接施工科	普通課程第二類			
		メカトロニクス系システムFA技術科	設備施工系総合設備科	第二種自動車系自動車整備科	機械系機械加工科
		二年	二年	二年	二年
		二〇人	二〇人	二五人	一五人
		一年	一年	一年	一年
		一五人	二〇人	二五人	一五人

別表第一号の表青森県立むつ高等技術専門校の項中

建築施工系木造建築科	二年	二〇人
------------	----	-----

を

建築施工系建築施工科	二年	一五人
------------	----	-----

に、「配管科」を「建築設

備科」に改める。

附則

- この規則は、令和五年四月一日から施行する。
- 改正前の青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例施行規則別表第一号に規定する青森県立青森高等技術専門校の普通課程第二類の電力系電気工学科及び土木系環境土木工学科、青森県立弘前高等技術専門校の普通課程第二類の第二種自動車系自動車システム工学科及び建築施工系建築システム工学科、青森県立八戸工科大学の普通課程第二類の機械系機械システム工学科、工業設備系設備システム工学科、第二種自動車系自動車システム工学科及びメカトロニクス系制御システム工学科並びに青森県立むつ高等技術専門校の普通課程第一類の建築施工系木造建築科は、改正後の青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例施行規則別表第一号の規定にかかわらず、令和六年三月三十一日までの間、存続するものとする。

告 示

青森県告示第三百三十六号

令和四年登録販売者試験を次のとおり施行するので、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第百五十九条の四第二項の規定により公示する。

令和四年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

1 期日

令和四年八月三十一日（水）

2 場所

青森市大字横内字神田一二

青森中央学院大学

二 受験願書受付期間

令和四年六月二十二日（水）から同月二十八日（火）まで。ただし、郵送による場合は、書類が完備されているものに限り、同日までの消印のあるものは有効とする。

三 受験願書提出先

〒〇三〇一八五七〇

青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部医療業務課業務指導グループ

四 その他

受験願書用紙は、令和四年六月三日（金）より県内の各地域県民局地域健康福祉部保健総室（保健所）及び青森県健康福祉部医療業務課業務指導グループで交付する。試験について不明な点は、青森県健康福祉部医療業務課業務指導グループ（電話〇一七―七三四―九二八九）に問い合わせること。

青森県告示第三百三十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和四年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	名 称	障害福祉サービスを行う場所	指 定 年 月 日
所 在 地	主たる事務所の所在地		所 在 地		

社会福祉法人七峰会	弘前市大字下白銀町二一の八	短期入所	津軽生活支援センター	弘前市大字熊嶋一字亀田一八三の	令和 四・六・一
-----------	---------------	------	------------	-----------------	-------------

公 告

毒物劇物取扱者試験の施行

令和四年毒物劇物取扱者試験を次のとおり施行するので、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）第八条の規定により公告する。

令和四年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所（筆記試験、実地試験共に）

1 期日

令和四年九月七日（水）

2 場所

青森市安方一丁目一の四〇

青森県観光物産館アスパム

二 受験願書受付期間

令和四年七月十五日（金）から同月二十二日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く）。受付時間は午前八時三十分から午後五時までとする。ただし、郵送による場合は、書類が完備されているもの限り、同日までの消印のあるものは、有効とする。

三 受験願書提出先

〒〇三〇一八五七〇

青森市長島一丁目一の一

青森県健康福祉部医療薬務課薬務指導グループ

四 その他

受験願書用紙は、令和四年六月三日から、県内の各県型保健所及び青森県健康福祉部医療薬務課薬務指導グループで交付する。

試験について不明な点は、青森県健康福祉部医療薬務課薬務指導グループ（電話〇一七―七三四―九二八九）に問い合わせることを。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

タイベックソフトウェアⅢ型 三万着

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県農林水産部畜産課

青森市長島一丁目一の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和四年四月十五日

五 契約の相手方の名称及び住所

M P アグロ株式会社青森支店

八戸市卸センター二丁目二の一三

六 契約金額

三千六百六十三万円

七 随意契約の理由

地方自治法施行令第六十七条の二第一項第五号に該当

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格であったので、契約の相手方としたものである。

国土調査の成果の認証

むつ市が行った次の地域に係る国土調査の成果について、国土調査法（昭和二十六

年法律第八十号)第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

令和四年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

むつ市大字田名部字二又の一部、字源田畑の一部、字矢立山の一部、字立山の一部

出 先 機 関

土地改良区の役員の退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、六羽川土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和四年六月三日

中南地域県民局長 澁 谷 俊 樹

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理事	三浦 陸夫	一 南津軽郡大鰐町大字八幡館字八幡館六	令和 四・四・二

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、相馬土地改良区の定款の変更を令和四年四月二十六日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和四年六月三日

中南地域県民局長 澁 谷 俊 樹

土地改良区の役員の退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、西津軽土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和四年六月三日

西北地域県民局長 宇 野 武

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理事	盛行春	つがる市森田町下相野野田一三八	令和 四・三・三

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、廻堰大溜池土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和四年六月三日

西北地域県民局長 宇 野 武

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	花田 朋典	北津軽郡鶴田町大字野木字下札七二	令和 四・四・二就任
	笹森 英嗣	大字廻堰字東下山一九	
	中野 浩文	大字妙堂崎字米元四	
	加賀谷 武一	大字廻堰字稲川八の二	
	神 英博	つがる市柏桑野木田福山九の一	
	棟方 秀人	北津軽郡鶴田町大字木筒字星田二	
	渋谷 和仁	大字妙堂崎字掛元八の	
	白戸 祐一	大字廻堰字玉水七〇の	

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、白
溜池土地改良区の定款の変更を令和四年四月二十五日認可したので、同条第三項の規
定により公告する。

令和四年六月三日

西北地域県民局長 宇野 武

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、北三
沢土地改良区の定款の変更を令和四年四月二十七日認可したので、同条第三項の規定
により公告する。

令和四年六月三日

上北地域県民局長 石橋 豊

人事委員会

人事委員会規則一四一一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定め
る規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年六月三日

青森県人事委員会委員長 奥崎 栄一

人事委員会規則一四一一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を
定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則一四一一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定め
る規則）の一部を次のように改正する。

別表第一青森市の項中

浄化センター	所長
ポンプ場	場長
病院	院長、副院長、医療局長、副医療局長、医療技術 局長、部長、薬剤長、診療放射線技師長、臨床検 査技師長、看護局長、副看護局長、総看護師長、 看護師長、事務局長、次長、課長、事務長

病院	院長、副院長、医療局長、副医療局長、医療技術 局長、部長、薬剤長、診療放射線技師長、臨床検 査技師長、看護局長、副看護局長、総看護師長、 看護師長、事務局長、次長、課長、事務長、室長 (病院整備準備室に置くものに限る。)
----	--

南郷事務所	所長
清掃事務所	所長
南郷事務所	所長
美術館	副館長
清掃事務所	所長、副所長

総合教育セン ター	所長
図書館	館長
是川縄文館	副館長
総合教育セン ター	所長
図書館	副館長

弘前市の項中「人事研修係長」の下に「、財政係長」を加え、同表八戸市の項中

に改め、同表

に、

に、

に改

め、同表黒石市の項中「管財係長」を「財産管理係長」に改め、同表むつ市の項中
「、部長、理事」の下に「、デジタル行政推進監、健康づくり推進監」を加え、同表
つがる市の項中「総務係長」の下に「、行政係長」を加え、「、政策調整係長」を削

り、

議会事務局	事務局長	を	議会事務局	事務局長、課長	に改
-------	------	---	-------	---------	----

め、同表平川市の項中「総合支所長、課長」を「総合支所長」に改め、同表中泊町の項中「総務課課長補佐」を「、総務課課長補佐」に改め、同表野辺地町の項中「、財政課調整監（予算担当）」及び「、財政課課長補佐（予算担当）」を削り、同表東通村の項中「経営管理グループリーダー」を「財政グループリーダー」に改め、同表東通和田地区食肉処理事務組合の項を削り、同表西北五環境整備事務組合の項中「次長、クリーンセンター所長、事務局次長」を「課長、課長補佐、所長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円